

## 「第2次札幌市児童相談体制強化プラン（案）」に対する パブリックコメント（意見募集）結果

「第2次札幌市児童相談体制強化プラン（案）」に対して市民のみなさまからお寄せいただいたご意見と、ご意見に対する札幌市の考え方を公表いたします。

お寄せ頂いたご意見は、その趣旨を損なわない程度に要約しておりますことをご了承ください。

なお、重複するご意見や、本プランと直接の関係がないご意見については公表しておりません。

### 1 パブリックコメント実施概要

#### (1) 意見募集期間

平成29年2月16日（木）から平成29年3月17日（金）まで（30日間）

#### (2) 募集のお知らせ

広報さっぽろ平成29年（2017年）3月号掲載

#### (3) 意見提出方法

郵送、FAX、Eメール、本市ホームページの応募フォーム及び持参

#### (4) 資料の配布・閲覧場所

札幌市児童相談所地域連携課、札幌市役所本庁舎 市政刊行物コーナー、各区役所総務企画課広聴係、各まちづくりセンター、本市ホームページ

### 2 意見の内訳等

#### (1) 意見提出者数及び意見件数

15名（49件）

#### (2) 内訳

分 類	意見数
「第1章 強化プランの策定にあたって」に関する事	4
「第2章 札幌市の児童相談に関する現状」に関する事	11
「第3章 札幌市の児童相談に関する課題と今後の方向性」に関する事	5
「第4章 具体的取組」に関する事	20
「第5章 取組一覧と実施時期等」に関する事	0
その他のご意見	9
合 計	49

### 3 頂いたご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

#### (1) 「第1章 強化プランの策定にあたって」に関すること

No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
1	1ページ	1	このプランを作成するにあたっての「子ども・子育て会議」の「児童福祉部会」の位置づけ・役割について記載すべき。	本プランの策定にあたり、子ども・子育て会議児童福祉部会で、児童相談の現状、課題、今後の取組についてご検討いただいております、その経過は27ページ「札幌市子ども・子育て会議（児童福祉部会）での検討経過」に掲載してあるとおります。
2	1ページ	1	児童相談や児童虐待などについて全国的な傾向・視点に触れてはどうか。	本プランの本文ではなく、冒頭の市長からの「はじめに」において、全国的に児童虐待件数が増加していることに触れさせていただきました。
3	1ページ	1	教職員や現職の警察官の配置は、なぜ必要なのか。	児童相談や虐待相談については、学校、警察との連携は重要であることから、教職員や警察官を配置し、対応してきております。
4	1ページ	1	「家庭児童相談室」の脚注で「児童虐待の通報のほか」とありますが、意味合いが分かりづらい。	家庭児童相談室では児童虐待通報の通告を受ける窓口となっております。通告以外の相談も受けておりますので、「児童虐待通報のほか」との表現とさせていただきます。

#### (2) 「第2章 札幌市の児童相談に関する現状」に関すること

No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
1	3ページ	1	「児童相談所の相談状況」全般ですが、各項目について丁寧な説明と問題点・課題について記載すべき。	第2章では現状を説明するために全般的に件数等を記載しております。この現状を踏まえた課題と今後の方向性、取組について、第3章以降で記載しております。
2	4ページ	1(2)	障がい相談を名古屋市のように「中央療育センター」に組織再編することも可能ではないか。 組織再編を検討するならば、福岡市のように教育相談課（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの教育委員会からの再編）の新設も想定すべき。	頂いたご意見は、本プランの取組（「相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築」）を進めるうえで参考にさせていただきます。

No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
3	6ページ	1(4)	警察からのDV通告に伴う心理的虐待への対応は、家庭児童相談室の組織強化(児童福祉司+対応できるスーパーバイザー配置)での対応も検討すべき。	頂いたご意見は、本プランの取組(「各区家庭児童相談室の専門性の強化」、「児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有」)を進めるうえで参考にさせていただきます。
4	8ページ	1(6)	第二児童相談所構想の中で、新たに一時保護所設置となれば、2箇所での相談種別での分け(〔例〕非行・ぐ犯は中央児相、虐待小児、身障児は第二児相)も検討する必要がある。	第二児童相談所については、国における検討内容を踏まえ、平成30年度から検討する予定です。 検討にあたり、頂いたご意見も参考にさせていただきます。
5	8ページ	1(6)	「一時保護数」で、数だけの説明だけではなく「生活空間・環境」「学習指導など」「セラピストによる支援」「保護者への支援」などの必要性・重要性について説明すべき。	第2章では現状を説明するために全般的に件数等を記載しております。 一時保護所については、平成28年度より定員数を拡充し対応しておりますが、定員を超える日も発生していることから、ご意見にある生活空間等の在り方も含め、今後、第二児童相談所に関する検討の中で整理してまいります。
6	10ページ	2(1)	第二児童相談所の設置に当たっては、今後整備予定の児童家庭支援センターとの連携、市内10区の分担も想定した体制(何を同センターに今後、委託するか)の検討)とすべき。	児童家庭支援センターとの連携等については、本プランの取組(「児童家庭支援センターとの連携強化」)の中で、新たな児童家庭支援センターの整備も想定し、検討、整理してまいります。
7	11ページ	2(2)	区家庭児童相談室について、統計数字の説明だけではなく、設置後の相談体制における評価等について記載すべき。	第2章では現状の説明をさせていただき、第3章以降で課題等を記載しております。 ご意見の家庭児童相談室については、今後、児童相談所とのさらなる役割分担と情報共有が必要と考えております。
8	14ページ	2(5)	学校・教育委員会との連携について、教職員の配置の役割・現状などについて記載すべき。同様に現職の警察官についても記載すべき。	14ページ「(5)児童相談所と関係機関との連携」では、個々の職員の役割等ではなく、児童相談所としての関係機関の連携について記載させていただきました。
9	14ページ	2(5)	保育園・幼稚園で虐待が発見される事例が多いと聞いている。同様に保健所や区・保健センターでハイリスク母子、乳幼児健診未受診、未受診妊婦、望	保育所、幼稚園等、児童に関わる多くの関係機関との連携は重要と考えており、さらなる連携強化のため、本プランに掲げる「新たなアセスメントツール

No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
			まない妊娠などで虐待につながる恐れがある事例が発覚することがあると思われるので積極的な連携について記載すべき。	の開発」その後の「関係機関との合同研修等」の実施を通じ、積極的な連携を図ってまいります。
10	15ページ	3	「社会的養護」について、統計数字の説明や欄外の注釈だけではなく、その意義や役割・重要性について丁寧な説明・解説をお願いします。	第2章では現状の説明するため全般的に件数等を記載しております。 社会的養護については、24ページの「新規里親開拓と里親支援の推進」でも触れておりますが、児童の生活環境は、家庭における養育環境と同様の環境が必要だと考えておりますので、必要な取組を進めてまいります。
11	17ページ	3(4)	大きな懸案事項である一時保護児童に対する学習支援のため、教員資格職員の採用で学習権の保障（小学校4教科、中学校5教科）が必要である。 一時保護期間の長期間化による保障は急務。児童生徒の自尊心に配慮した個別指導の保障が必要である。	一時保護児童に対する学習支援については、教員免許を有する非常勤職員を採用するなど対応しており、引き続き、一時保護児童の学習支援に取り組んでまいります。

### (3) 「第3章 札幌市の児童相談に関する課題と今後の方向性」に関すること

No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
1	18ページ	第3章	児童虐待に係る議論においては予防の重要性が確認されている。 虐待の発生そのものを抑止していくことを本プランの「今後の方向性」の独立した分野として明記し、推進していくべきではないか。 児童虐待発生予防のため、「人権教育・性教育の充実」「母子保健事業の活用」「医療機関との連携」「精神科医療機関との連携」の取組が必要ではないか。	児童虐待の予防についてはご指摘のとおり非常に重要と考えております。23ページ記載の「児童虐待防止に向けた在宅児童等支援のあり方検討」等において、発生予防についても検討してまいります。
2	19ページ	方向性3	方向性3で「第二児童相談所の設置について」の記載がありますが、その必要性について具体的に説明すべき。	第二児童相談所については、23ページ「(3) 第二児童相談所の設置に関する検討」に記載のとおり、増加する虐待通告や一時保護事例に迅速かつ的確に対応するため、その設置について

No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
				必要な検討をすることとしておりますので、検討を通し、丁寧な説明に努めてまいります。
3	19ページ	方向性 4	「在宅支援のための地域資源」とは何なのか説明すべき。	方向性 4 の具体的な取組については、23 ページ「4. 地域資源の整備と地域支援の充実」に記載しております。
4	19ページ	方向性 5	社会的養護体制の強化について、家庭的養育の必要性を、国の考え方や児童福祉法改正の経緯等に触れて説明すべき。	本プランには直接の記載はありませんが、頂いたご意見にある、国の考え方や児童福祉法改正の意義等を踏まえ、24 ページ「(1) 新規里親開拓と里親支援の推進」に記載のとおり、保護者と離れて生活しなければならない児童の生活環境は、家庭における養育環境と同様の環境が必要と記載しております。
5	19ページ	方向性 5	<p>市外の施設で暮らさざるを得ない子が 200 人以上いるとされている。</p> <p>一方で社会的養護の受け皿の少ない地域での新規里親開拓を進めるとともに、里親支援の強化を図るとされ、自治体間の不均衡の問題がふれられずに、区間の不均衡の問題に矮小化されている印象を受ける。</p> <p>住み慣れた地域を離れなければならない子どもたちのことを考えるなら、より遠くの市外で暮らしている子どもたちのことをまず考える必要があるのではないか。</p>	<p>要保護児童が発生した場合、児童の状態像等を踏まえ、措置先を検討することとなりますが、社会的養護の受け皿が少ない地域が発生した場合、住み慣れた地域を離れなければならない可能性が高くなります。</p> <p>市外施設への入所措置児童を減らすためにも、要保護児童が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、受け皿の少ない地域で重点的に里親開拓を行い、市内の受け皿を増やすことが必要と考えております。</p>

#### (4) 「第 4 章 具体的取組」に関すること

No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
1	21ページ	第 4 章	<p>児童相談体制強化にあたっては、第 2 次プラン（案）の第 4 章「具体的取組」において、「1. 相談支援力の強化」にある「アセスメントツール」の活用を周知する関係機関に、民間児童育成会を加えていただきたい。</p> <p>また、「4. 地域資源の整備と地域支援の充実」を構成する資源としても位置づけていただきたい</p>	<p>児童相談体制の強化にあたっては、民間児童育成会を含め、子どもに関わる多くの関係機関との連携が重要であると考えております。</p> <p>新たなアセスメントツールの開発後、その活用について、児童に関わる関係機関へ周知させていただきます。</p> <p>また、地域資源の整備と地域</p>

No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
			い。 民間児童育成会は、小学生の放課後の生活を作る「第二の家庭」ともいうべき居場所で、保育に携わる放課後児童支援員は、子ども一人ひとりはもちろん、保護者の状況を把握しつつ相談援助を業務として必然的に行っている存在です。学校・保育所とも連携して、幼児期から高学年まで見通した子どもの育ちを一人ひとりについて見守り、情報提供できる地域資源として、児童相談体制強化についてなくてはならない存在だと考えます。	支援の充実の取組を進めるうえでも、頂いたご意見を参考にさせていただきます。
2	21ページ	1(1)	あらかじめどのような条件が揃った場合に保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催するか、ガイドラインを設け、開催条件の明確化が必要ではないか。 また、現場で子どもと接する教師や保育士等の関係者からも個別ケース検討会議の実施を求められるような仕組みが必要ではないか。	頂いたご意見は、本プランの取組（「新たなアセスメントツールの開発」の運用ルールの整理）を進めるうえで参考にさせていただきます。
3	21ページ	1(1)	「アセスメントツール」とあるが分かりやすい言葉で記載してほしい。	アセスメントツールという表現は、厚生労働省等でも使用されていることから、本プランにも同表現を使用いたしました。一般的には分かりにくい言葉であることも考えられましたことから、本書には脚注を入れさせていただきます。
4	21ページ	2	専門性の強化については、職員のスキルアップはもとより、質の向上が必要。 また、医師や弁護士の協力を求めることが必要。 児童福祉司の増員のため、市職員の採用を増やすことも必要である。	頂いたご意見も参考に、専門性の強化に取り組んでまいります。
5	21ページ	2(1)	児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実について、先日の児童相談所職員の不祥事についても、再発防止のため研修内	頂いたご意見は、研修内容を検討するうえで参考にさせていただきます。

No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
			容に取り入れるべき。また、接遇も研修内容に入れるべき。	
6	22ページ	2(2)	福岡市のように弁護士の正規職員化が必要である。	頂いたご意見は、本プランの取組（「児童相談所への専門職の配置等」）を進めるうえで参考にさせていただきます。
7	22ページ	2(2)	児童相談所への専門職の配置等について、精神疾患を患っている方もいるので、精神保健福祉士の配置も必要ではないか。	精神保健福祉士については、児童相談所児童福祉司に同資格を所持している者が既に配置されているほか、実際の相談援助にあたっては、必要に応じて、医療機関や各区役所保健福祉課に配置されております精神保健福祉相談員とも連携した対応を行っております。
8	22ページ	2(2)	児童相談所への専門職の配置等について、警察との連携のため、警察官の配置について道警に依頼することを検討してはどうか。	平成26年度より児童相談所へ現職の警察官を配置しております。
9	22ページ	2(3)	各区家庭児童相談室の専門性の強化について、現状より少なくとも1名以上の常勤職員の増員が必要。また、スーパーバイズを行うことのできる職員を配置し、職員が日々の職務の中から専門性を高めるためのフィードバックを受けられるようにできれば理想的。	頂いたご意見は、本プランの取組（「各区家庭児童相談室の専門性の強化」）を進めるうえで参考にさせていただきます。
10	22ページ	3(2)	未設置児童養護施設に計画前倒しで設置すべき、第二児童相談所より先行して整備が必要、各区割りも検討し必要であれば近隣市の児童養護施設の活用も必要である。 第二児童相談所は、バリアフリーで障がい児(軽度)の受け入れも可能にすべき。	児童家庭支援センターの整備については、児童養護施設設置法人と協議しながら進めてまいります。 第二児童相談所については、国における検討内容を踏まえ、平成30年度から検討する予定です。検討にあたり、頂いたご意見も参考にさせていただきます。
11	23ページ	3(3)	札幌市の人口規模を鑑み、第二児童相談所を一日も早く設置してほしい。	頂いたご意見も参考に、第二児童相談所の設置に関する検討をさせていただきます。
12	23ページ	3(3)	なぜ現在の児童相談所ではダメなのかを説明すべき。相談の複雑化と増加はわかるが、児童相談所を2か所にするとどのようなメリットがあり、どのよう	第二児童相談所については、今後の検討を通し整理してまいります。

No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
			に改善するのかを具体的に説明すべき。	
13	23ページ	3(3)	第二児童相談所の設置に関する検討にあたり、一時保護所の定員数の増加については、民間への保護委託先の選択肢を増加させる方向についても十分検討し、多様な子どもたちのニーズに応えられるよう、協力体制を強化していくべき。	頂いたご意見は、本プランの取組（「第二児童相談所の設置に関する検討」）を進めるうえで参考にさせていただきます。
14	23ページ	4(1)	「養護支援ヘルパー」制度ではなく、専門職を各区に配置すべき。既存関係機関の役割分担で支援対応はスーパーヴァイズできる職の配置で可能。	在宅支援が必要と判断される事例の中には、公的な支援につながっていない児童もあることから、それらの児童等への支援を実施するため「(仮称) 養育支援ヘルパー」制度の創設は必要と考えております。
15	23ページ	4(1)	養育支援ヘルパーの具体的な内容が知りたい。	(仮称) 養育支援ヘルパーについては、児童相談所が派遣の要否を判断して実施することを想定しておりますが、制度の詳細については、他都市の例も参考に整理する予定です。
16	23ページ	4(2)	児童家庭支援センターの整備について、児童養護施設以外の施設や地域の子育て関係機関にも整備すべき。	児童家庭支援センターについては、子育てに関し専門的知識や技術を必要とする相談に応じると共に、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、援助を行うものとされ、国において児童養護施設や乳児院の標準装備としていく（平成29年3月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「社会的養護の推進に向けて」とされております。札幌市においても、まずは児童家庭支援センター未設置の児童養護施設への整備を進めることとしております。
17	23ページ	4(4)	虐待をなくす、減らすため、PTAに協力を求めているかどうか。 学校（小・中学・高校）での親となるための準備や、保健体育、道徳の時間が足りないから、子どもの扱いができない大人が増えているのではないかと。	虐待の防止にあたっては、子どもに関わる多くの関係機関と市民のみなさまの連携が重要であると考えております。 頂いたご意見は、本プランの取組（「児童虐待防止に向けた在宅児童等支援のあり方検討」）を進めるうえで参考にさせていただきます。



No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
				だきます。
18	24ページ	5(1)	新規里親開拓について、保育士、幼稚園教諭、学校教諭の有資格者には研修内容の一部免除などを行うことで担い手は増えるのではないかと。	新規里親登録に係る研修については、研修科目等が国の通知により定められており、ご指摘の保育士、教員等について、一部研修科目の免除が認められており、札幌市においても、国通知に準じた対応をしているところです。
19	24ページ	5(1)	札幌市外の施設に措置されている児童もいるような現状において、全ての子どもたちに対する家庭的養育の提供を原則として考えるのであれば、全市的に里親の登録者数を増やせるよう積極的に取組を進めなければならないのではないかと。 また、里親数を急増させている自治体を参考にして取組を充実させていくべき。	頂いたご意見は、本プランの取組（「新規里親開拓と里親支援の推進」）を進めるうえで参考にさせていただきます。
20	24ページ	5(2)	国の施策として社会的養護の選択肢の一つとして特別養子縁組を積極的に活用することが進められており、里親委託ガイドラインに盛り込まれている他、現在は厚労省にて「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」が開かれている。 子どもの発達上の問題が少ない、成人後に措置解除されることになる里親委託と比較してもパーマネンシーが保障されやすいことから、特別養子縁組を積極的に推進していくべき。	特別養子縁組制度の利用促進については、国の議論等を踏まえ、検討してまいります。

#### (5) 其他のご意見

No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
1	29ページ	3	参考政令市には、福岡市も加えるべき。 一時保護所設置に当たっては、横浜市の児童相談所一時保護所外部評価報告（平成28年11月）も参考とすべき。	本プラン29ページ「3.他都市調査概要」には、プラン策定に向けた検討過程で調査した都市を掲載しております。 今後、具体的取組を進めるにあたっては、ご意見にある都市の状況も参考にさせていただきます。

No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
				ます。
2	30ページ		各関係機関の意見や要望について、関係機関ごとに個別に整理・記載すべき。	関係機関ヒアリング概要については、本プランの取組の方向性に対応した記載にすることで、プランに掲げる取組みと関係機関ヒアリングを対比できるように記載させていただきました。 関係機関ごとの記載については、ヒアリングさせていただいた機関からの要望もあり、個別の記載は控えさせていただきました。
3			平成 23～26 年度までの計画として策定された前回の札幌市児童相談体制強化プランの取組についてどれだけ達成できたかという進捗状況を評価し、本強化プランに盛り込むべきではないか。	前回プランの取組概要については、32 ページに記載しております。
4			児童相談関係職員のスキルアップが重要なのではなく、何かあったらすぐに相談できる場所、大人も子どもも安心安全な場所が必要。	児童相談体制の強化にあたっては、児童相談関係職員のスキルアップは重要な取組と考えております。
5			児童虐待通告件数の増加に見合った児童相談所職員の質的・量的拡充が必要。 質的拡充にあたっては、児童相談所職員の待遇を向上させるとともに、全国一元での研修体制が必要。 量的拡充にあたっては、リタイヤした団塊世代等を、法務省所管の保護司のように、在宅指導となった家庭への対応について、児童相談所職員の補佐をさせてはどうか。	児童相談所へ寄せられる相談の増加に対応するため、これまでも児童相談所職員を増員してきたところです。 頂いたご意見も参考に、児童相談体制の強化に取り組んでまいります。 なお、児童相談所職員の全国規模の研修については、国立武蔵野学院や子どもの虹情報研修センターで開催されており、本市職員も受講しております。
6			児童福祉等に関する全国規模の研究会の講演等でも、どの地域も悩みは同じで、いろいろと対策を行っても解決することは少ないようである。 少子高齢化、晩婚化で、子育て世代が、せめて3歳までは子育てに専念できる社会にならないと、との意見も多かったが、	頂いたご意見も参考に、児童相談体制の強化に取り組んでまいります。

No.	該当ページ	項目	ご意見の概要	札幌市の考え方
			<p>具体的なことは難しく、永遠の課題と思う。</p> <p>子育ての基本は「家庭にあり」と思っている。3歳までは親が三食きちんと手作りで食べさせて、よく寝て、よく遊ぶこと、大きくなってからでは、親も子も治すことが難しい。</p>	
7			<p>札幌市内において14,000人以上が登録している、オレンジリボン地域協力員を活用して、泣き声通告があった際の実際的な「協力」を求めていくことを検討してはどうか。</p>	<p>頂いたご意見も参考に、児童相談体制の強化に取り組んでまいります。</p>
8			<p>家庭児童相談室の設置に取り組む中で、DV や性的マイノリティにも対応できる相談員の配置を行ってほしい。</p>	<p>家庭児童相談室は、子どもに関する様々な相談に対応する窓口として各区保健センターに設置しています。DV や性的マイノリティの相談については、所管部（男女共同参画室）とも連携して対応してまいります。</p>
9			<p>税金は皆に平等に使ってほしい。</p> <p>札幌市の子供たちひとりひとりが輝いて生活できるような制度にしてほしい。</p>	<p>頂いたご意見も参考に、児童相談体制の強化に取り組んでまいります。</p>

札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課  
〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目  
電話：011-622-8620 FAX：011-622-8701

市政資料番号 01-G03-17-593